

議会運営委員会
H27.7.8

発議第 号

伊勢市議会会議規則の一部改正について

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように提出する。

平成27年7月8日

議会運営委員会

委員長 西山 則夫

記

伊勢市議会規則第　　号

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則

伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

(説　明)

これは、出産に伴う議会の欠席に関する規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものである。

伊勢市議会規則第　　号

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則

伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第89条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、出産に伴う議会の欠席に関する規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 会議</p> <p>　　第1節 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>　　(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第3条～第13条 略</p> <p>　　第2節 議案及び動議</p> <p>第14条～第19条 略</p> <p>　　第3節 議事日程</p> <p>第20条～第24条 略</p> <p>　　第4節 選挙</p> <p>第25条～第34条 略</p> <p>　　第5節 議事</p> <p>第35条～第48条 略</p> <p>　　第6節 秘密会</p> <p>第49条・第50条 略</p> <p>　　第7節 発言</p> <p>第51条～第66条 略</p> <p>　　第8節 表決</p> <p>第67条～第76条 略</p> <p>　　第9節 公聴会、参考人</p> <p>第77条～第83条 略</p> <p>　　第10節 会議録</p> <p>第84条～第87条 略</p> <p>　　第2章 委員会</p> <p>　　第1節 総則</p> <p>第88条 略</p> <p>　　(欠席の届出)</p> <p>第89条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>第1章 会議</p> <p>　　第1節 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>　　(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>第3条～第13条 略</p> <p>　　第2節 議案及び動議</p> <p>第14条～第19条 略</p> <p>　　第3節 議事日程</p> <p>第20条～第24条 略</p> <p>　　第4節 選挙</p> <p>第25条～第34条 略</p> <p>　　第5節 議事</p> <p>第35条～第48条 略</p> <p>　　第6節 秘密会</p> <p>第49条・第50条 略</p> <p>　　第7節 発言</p> <p>第51条～第66条 略</p> <p>　　第8節 表決</p> <p>第67条～第76条 略</p> <p>　　第9節 公聴会、参考人</p> <p>第77条～第83条 略</p> <p>　　第10節 会議録</p> <p>第84条～第87条 略</p> <p>　　第2章 委員会</p> <p>　　第1節 総則</p> <p>第88条 略</p> <p>　　(欠席の届出)</p> <p>第89条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

第90条～第92条 略 第2節 審査	第90条～第92条 略 第2節 審査
第93条～第109条 略 第3節 秘密会	第93条～第109条 略 第3節 秘密会
第110条・第111条 略 第4節 発言	第110条・第111条 略 第4節 発言
第112条～第123条 略 第5節 委員長及び副委員長の互選	第112条～第123条 略 第5節 委員長及び副委員長の互選
第124条・第125条 略 第6節 表決	第124条・第125条 略 第6節 表決
第126条～第135条 略 第3章 請願	第126条～第135条 略 第3章 請願
第136条～第142条 略 第4章 辞職及び資格の決定	第136条～第142条 略 第4章 辞職及び資格の決定
第143条～第147条 略 第5章 規律	第143条～第147条 略 第5章 規律
第148条～第156条 略 第6章 懲罰	第148条～第156条 略 第6章 懲罰
第157条～第162条 略 第7章 協議又は調整を行うための場	第157条～第162条 略 第7章 協議又は調整を行うための場
第163条 略 第8章 議員の派遣	第163条 略 第8章 議員の派遣
第164条 略 第9章 補則	第164条 略 第9章 補則
第165条 略	第165条 略